

政府は「安全保障上の法的基盤の再構築に関する懇談会」の設置を決めた。集団的自衛権の解釈をどこまで変更できるのかを検討するための有識者会議である。北朝鮮によるミサイル連続発射と核実験があつて、どうにかどこまで



たといふことなのであろう。

集団的自衛権についての政府見解は「我が国は独立国として集団的自衛権を保有するが、それを行使することは自衛の限度を超え、したがって憲法上許されない」というものである。集団的自衛権が国連憲章五一条で国家に固有の権

利として認められ、日米安全保障条約の前文でも日米双方が集団的自衛権を保有する、と記されているにもかかわらずである。

このような集団的自衛権に関する政府見解の下で、北朝鮮の核に対応できるのか。日本を射程に収めるミサイルはすでに完成している。ミサイルに搭載可能な核弾頭が完成したかどうかについては諸説がある。完成していないにしても、完成途上にあることは確かである。北朝鮮の核の照準は日本である。いかな北朝鮮といえども、核超大国のアメリカやロシア、中国に向けて核弾頭を発射すれば自滅であることぐらいは知っていい。核を韓国に向ければ韓国民を决定的に「反北」的にし、何よりみずから統一を自論む国に惨禍を及ぼしてしまうほど北朝鮮も愚か

北の核にどう対応するか

ではあるまい。照準は「平和国家」日本である。

朝鮮半島有事は中東地域や台湾海峡の軍事的緊張に必ずや連動する。米軍はそれらすべての地域で軍事的対応を余儀なくされる蓋然(がいぜん)性が高い。そういう



渡辺 利夫

事態において米軍が北朝鮮に対して日本の希望通りに反撃を加えてくれるか。率直に言って疑問が残る。ましてや集団的安全保障に対して現在のごとき対応を日本がつけなければ、その疑問はさらに大きなものとなる。実際、アメリカは北朝鮮への金融制裁を解くと

いう、日本の意図とはまるで異なる挙に出たではないか。

北朝鮮による日本への核攻撃があつた場合、大都市であれば数十万人の即死者、数百万人の重軽傷者、残存する放射能灰によりその後もつづき被害は目を覆うばかりのものとならう。そういう方が一

の場合でも、少なくとも日本の現在の法制度の下では個別的自衛権の発動による敵基地攻撃は不可能なのである。何よりもその法制度に見合うよう、兵器それ自体が他国を攻撃できないよう抑制的な体系をもたされている。念のために日本の安全保障についての政府見解を確認しておく。戦争放棄、戦力不保持、交戦権否認をうたう憲法第九条の下で、「保持し得る自衛力」は「自衛のための必要最小限のもの」で

なければならず、「攻撃的兵器を保有することは、直ちに自衛のため必要最小限度の範囲を超えることになるため、いかなる場合にも許されない」というものである。

事実、現在の日本は、他国に届く地上配備型の対地長距離ミサイル、巡航ミサイルを発射する潜水艦などは所持していないし、敵基地に達する距離をもつ戦闘爆撃機や精密誘導弾を搭載した海自艦船も配備されていない。高度な情報収集能力を擁するイージス艦も防衛的な艦船である。

冒頭の有識者会議が、集団的自衛権についての「保有するが行使できない」という奇妙なる解釈を正すよう期待する。同時に、問題の核心が個別的自衛権のありようの中に存在することを改めて訴えたい。

わたなべ・としおさん 1939年甲府市生まれ。慶応大卒、同大学院博士課程修了。経済学博士。筑波大教授、東京工大教授を経て2000年から拓殖大学長。開発経済学・現代アジア経済論専攻。山梨総合研究所理事長。